

議 第 114 号

令和 5 年 6 月 16 日提出

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例の一部改正について

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例（平成 22 年条例第 76 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条中「は、熊本市北区植木町岩野 238 番地 1 北区役所内に置く」を「の所在地は、熊本市中央区手取本町 1 番 1 号とする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業に係る事務所の所在地の変更に伴い、
所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例（平成２２年条例第７６号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（趣旨） 第１条 この条例は、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号。以下「法」という。）第３条第４項の規定により熊本市（以下「施行者」という。）が施行する植木中央地区の土地区画整理事業に関し、法第５３条第２項各号に規定する事項その他必要な事項を定めるものとする。 （事業の名称） 第２条 前条の土地区画整理事業の名称は、熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業（以下「事業」という。）という。 第３条・第４条 【略】 （事務所の所在地） 第５条 事業の事務所<u>の所在地は、熊本市中央区手取本町１番１号とする。</u> 第６条～第３４条 【略】	（趣旨） 第１条 この条例は、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号。以下「法」という。）第３条第４項の規定により熊本市（以下「施行者」という。）が施行する植木中央地区の土地区画整理事業に関し、法第５３条第２項各号に規定する事項その他必要な事項を定めるものとする。 （事業の名称） 第２条 前条の土地区画整理事業の名称は、熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業（以下「事業」という。）という。 第３条・第４条 【略】 （事務所の所在地） 第５条 事業の事務所<u>は、熊本市北区植木町岩野２３８番地１北区役所内に置く。</u> 第６条～第３４条 【略】

附 則

この条例は、公布の日から施行する。